

【参考資料1】

都道府県中学校体育連盟会長様



令4日中体発第111号  
令和4年6月13日

(公財)日本中学校体育連盟  
会長 平井邦明  
(公印省略)

全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について

「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に下記を追加し、参加資格とする。

◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

- (1) 地域スポーツ団体等に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。
  - ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件
    - ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
    - ウ 地域スポーツ団体等にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
    - エ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
    - オ 都道府県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること（加盟費については、都道府県中学校体育連盟の判断に委ねる）。
    - カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
    - キ 地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
  - ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
    - ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
    - エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
  - ③ 参加を認めない場合
    - ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。